

令和8年7月3日
航空局国際航空課

日・パナマ間の航空当局間枠組みの締結 ～日本とパナマ間の航空輸送が可能になります～

7月3日（金）、駐日パナマ大使館において、日本とパナマとの航空当局間における枠組み締結の署名式が行われました。

本枠組みにより、両国間の航空ネットワークの充実及び航空サービスの利便性向上が図られることが期待されます。

■開催概要

日 時：令和8年7月3日（金）

場 所：駐日パナマ大使館（東京都港区六本木3-15-5）

出席者：（日本側）中山 理映子 審議官 ほか
（パナマ側）ワルテル・コーエン パナマ大使 ほか
S. E. Walter Cohen, Embajador

■枠組み概要

日本・パナマ双方の航空会社による両国間の定期航空便について、以下のとおり乗り入れが可能となる。

- （1）旅客便・貨物便に関し、羽田空港以外の日本の空港及びパナマの空港への乗り入れが可能となる。
- （2）両国のコードシェア便については、第三国の航空便を含め自由化される。



（署名式の様子）

以上

【問合せ先】

航空局 航空ネットワーク部 国際航空課
TEL：03-5253-8702